

# 都市計画法に基づく 開発行為の許可等に関する事務を 身近な市町村で!



都市計画法（以下、「法」といいます。）第29条「開発行為の許可」ほかに係る事務です。

## 開発行為とは

主として建築物の建設又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいい（法第4条第12項）、これらを行う場合は、都道府県知事等の許可（法第29条）が必要となります。

《土地の区画形質の変更》

- (1) 一定規模以上の切土又は盛土をする行為
- (2) 農地等、宅地以外の土地を宅地とする場合
- (3) 道路等の公共施設を新設、改廃する場合

※ 単なる分合筆や建築物の基礎打ちは区画形質の変更に該当しません。  
また、建築物の建築を伴わないような駐車場の造成も該当しません。

## ☆ここが変わります

市町村は申請書の経由機関ではなく、自ら許可または不許可の判断を行えるようになります。

許可処分から完了公告までの手続きもすべて市町村で完結します。

## ☆地域の特色を生かしたまちづくり行政を行えます

建築部局と窓口を一元化することで、都市計画法との関連が強い建築基準法部局と連携が緊密になり、迅速な判断ができるようになります。

開発行為に係る許可制度の運用にあたり、地域の実情を考慮したきめ細かなルール作りも可能となります。

違反行為に対する是正指導を速やかに行うことができるほか、農地転用などの市町村に行っている他の行政事務とも連携が図りやすくなります。

## ☆市町村における主な取り組み効果

道への進達が必要となることで、申請書類部数の低減や審査に要する期間が短縮され、住民へのサービス向上となっています。

## ☆市町村への様々なサポート

権限移譲を円滑に進めるために、移譲を受ける際に必要な環境整備（手数料条例制定等）についての資料を配付し、個別に説明します。

また、移譲後においても、他の権限移譲市町を含めた連絡協議会等を実施しており、質疑や各種事例を踏まえた職員のスキルアップのサポート等を行っております。

## ☆道から市町村への財政的な措置

### 北海道権限移譲事務交付金の交付

前年度の事務処理実績に基づき、移譲を受けた年度から交付金を交付します。

【令和5年度交付金予定単価】 一部抜粋

○開発行為の許可

150,800円×前年度事務処理件数－前年度市町村手数料収入額（※1）を交付

○開発許可を受けた開発区域以外の区域内における建築物等の新築等の許可

34,500円×前年度事務処理件数－前年度市町村手数料収入額（※1）を交付

※1 市町村は別途手数料条例を定める必要があります。

## ☆既に次の市町村に移譲されております

移譲済市町村一覧					
地域	数	市町村名	地域	数	市町村名
石狩	5	<u>江別市</u> 、 <u>千歳市</u> 、 <u>恵庭市</u> 、 <u>北広島市</u> 、 <u>石狩市</u>	宗谷	1	稚内市
渡島	7	<u>北斗市</u> 、 <u>七飯町</u> 、 <u>森町</u> 、 <u>八雲町</u> 、 <u>長万部町</u> 、 <u>松前町</u> 、 <u>福島町</u>	オホーツク	2	<u>北見市</u> 、 <u>網走市</u>
檜山	2	<u>奥尻町</u> 、 <u>せたな町</u>	胆振	6	<u>室蘭市</u> 、 <u>苫小牧市</u> 、 <u>登別市</u> 、 <u>伊達市</u> 、 <u>白老町</u> 、 <u>厚真町</u>
後志	2	<u>小樽市</u> 、 <u>島牧村</u>	日高	0	
空知	1	<u>深川市</u>	十勝	4	<u>帯広市</u> 、 <u>音更町</u> 、 <u>芽室町</u> 、 <u>幕別町</u>
上川	7	<u>士別市</u> 、 <u>名寄市</u> 、 <u>富良野市</u> 、 <u>東神楽町</u> 、 <u>美瑛町</u> 、 <u>上富良野町</u> 、 <u>剣淵町</u>	釧路	2	<u>釧路市</u> 、 <u>釧路町</u>
留萌	1	<u>苫前町</u>	根室	0	

注1) 札幌市、旭川市、函館市は法定移譲市

注2) 下線は区域区分を行っている市町

### 【問い合わせ先】

○北海道 建設部 まちづくり局 都市計画課 開発指導係

電話 011-204-5563

FAX 011-232-1147

○各総合振興局（留萌振興局）建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係

○各振興局（留萌除く）産業振興部建設指導課建築住宅係